

物品公売公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、本公告、中部森林管理局競争契約入札心得、契約書（案）等及び公売物件の現物を熟覧のうえ、入札に参加してください。

令和8年9月14日

分任契約担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司

1 一般競争入札に付する事項

（１） 公売物件

中信 2 普通自動車 スバル フォレスター（松本 300 ま 3273） 1 台

※物件の詳細は、別紙「公売物件明細書」による。

（２） 所在地

長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署

（３） 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

本案件への競争参加手続き及び入札執行は、電子調達システムで行う。（ただし、電子調達システムによる場合は、電子認証（IC カード）を取得していること。）

政府電子調達システム（GEPS）：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

2 競争参加資格

（１） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

（２） 本公告に記載された資格を有していると認められる以下の証明書類を提出可能な者。

令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の買受け」において A、B、C または D の等級に登録されており、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者は「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し。

（３） 中部森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（４） 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者もしくは準ずるものとして農林水産省発注工事等排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任契約担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（１） 電子調達システムにより参加する場合

ア 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）9 時 00 分から令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）17 時 00 分
まで（ただし電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 提出方法

電子調達システムにより、以下のいずれかのファイル形式にて送信すること。

- ・Microsoft Word（Word2013 形式以降）
- ・Microsoft Excel（Excel2013 形式以降）
- ・その他のアプリケーション PDF（Adobe Acrobat DC 以下）
- ・画像ファイル JPEG 形式または GIF 形式・圧縮ファイル LZH 形式）

（2）紙入札で参加する場合

ア 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）から令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）9 時 00 分～12 時 00 分、13
時 00 分～17 時 00 分（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1
条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日（以下「休日」という）を除く）

イ 場所

〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1
中信森林管理署 総務グループ 電話 050-3160-6050

ウ 提出方法

提出期間内に提出場所へ持参又は郵送すること。FAX 及びメールによるものは受け付けな
い。

（3）申請書は別記様式 1 により作成すること。

（4）前記に規定する期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本
競争には参加できない。

4 入札方法

（1）入札書には物件番号、物件名を明瞭に記載するとともに、別紙「入札金額内訳書」を添付する
こと。

（2）落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち課税対象金額に消費税に相当する
額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算
した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で
あるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 物件の閲覧及び契約条項を示す場所並びに日時

（1）物件の閲覧場所及び契約条項を示す場所

前記 3（2）イに同じ。

なお、契約条項については、ホームページ上に入札公告の仕様書等として全て記載しており、
入札心得については、ホームページ上の次の場所に掲載している。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

（2）日時

令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）～令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）

9 時 00 分から 12 時 00 分、13 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、行政機関休日に関する法律
（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

6 入札公告等に対する質問

（1）入札公告等に対する質問がある場合においては、書面（任意様式）により提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）から令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）まで。持参する場合は、左記期間の休日を除く毎日 9 時 00 分から 12 時 00 分、13 時 00 分から 17 時 00 分。

イ 提出場所

前記 3（2）イに同じ。 メール：c_chushin@maff.go.jp

ウ 提出方法

電子メールまたは持参による。なお、電子メールによる場合は、提出後前記 3（2）イに提出した旨を電話で通知すること。

（2）前記（1）の質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページに公表する。
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/chusin.html>

7 入札、開札の場所及び日時

（1）電子調達システムにより入札する場合

ア 入札日時

令和 8 年 10 月 6 日（火曜日）9 時 00 分から令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）9 時 59 分までに（電子調達システムのメンテナンス時期を除く）入札金額を入力し、交付資料に示す入札書に内訳等を記載したものを添付し送信を行うこと。

イ 開札場所および日時

長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署 1F 会議室
令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）10 時 00 分

（2）紙により入札する場合

長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署 1F 会議室
令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）10 時 00 分 提出期限後、直ちに開札する。

代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

郵便入札を認める。ただし、前記 2（2）に示す資格を有することが、3（1）により確認されている場合とし、郵便入札を行うときは、令和 8 年 10 月 8 日（木曜日）17 時 00 分までに入札書が当署に到着するよう、郵便（書留郵便に限る）にて差し出すこと。

なお、再度の入札を引き続き行うことがあるが、郵便により入札に参加した者は、再度の入札に参加できない。

送付先 〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署 総務グループ

※郵便による入札書（前記 2（2）に示す資格を有する者）は封書に入れ密封し、かつ、その封書に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記したうえで、外封筒に入れて投函すること。また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

8 入札保証金

免除する。

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 契約保証金

前記 2（2）に示す書類の提出をもって、予算決算及び会計令第 100 条の 3 の規定により免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った場合には、中部森林管理局競争契約入札心得第8条第3項に基づき再度の入札に参加することができない。

1 2 契約書の作成

契約書の作成は落札決定の日から7日以内とし、契約書に両者が捺印した時点をもって契約が成立する。

なお、落札決定の翌日から起算して10日以内に契約が成立しなかった場合には、その落札は取り消される。

1 3 その他

本公告に記載のない事項等については、仕様書、中部森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）によるほか、詳細な事項等については3（2）イに示す場所にお問い合わせください。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、中部森林管理局ホームページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。